

第20号議案

芦屋市立打出教育文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立打出教育文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

打出教育文化センターの事業内容を追加するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立打出教育文化センター条例の一部を改正する条例

芦屋市立打出教育文化センター条例（平成2年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 学校園の情報ネットワークシステムに関すること。

附 則

この条例は，平成22年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

打出教育文化センターの事業内容を追加するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

打出教育文化センターで行う事業に学校園の情報ネットワークシステムに関することを加える。(第3条関係)

#### 3 施行期日

平成22年4月1日